

北海道農地中間管理機構事業等補助金交付事務取扱要領

北海道農政部長通知

制定：平成26年4月1日付け経営第2160号

改正：平成27年4月23日付け経営第156号

改正：平成28年4月21日付け経営第168号

改正：平成29年5月17日付け経営第263号

改正：平成31年4月23日付け経営第162号

改正：令和4年6月3日付け経営第239号

最終改正：令和5年4月26日付け経営第150号

第1 事業の目的

農地中間管理機構事業は、担い手への農地集積と集約化を支援することにより、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図ることを目的とする。

なお、本事業の実施に関しては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めによるものとする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）とする。

第3 事業の内容

担い手への農地の集積・集約化に取り組むために、機構が行う次の事業とする。

1 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等（機構法第2条第2項に規定する農用地等をいう。）の賃料又は保安全管理及び新規就農者向けの研修事業（機構法第2条第3項第5号に規定する研修をいう。）に活用する農業用ハウスの設置を行う事業

(2) 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等を行う事業

2 遊休農地解消緊急対策事業

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長）」第3の1の(3)のアの(ウ)のaに規定された農地をいう。）を機構が借り受け、解消する事業

第4 事業の着手

1 事業の着手は、規則第4条の規定に基づく補助金の交付の決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合は、あらかじめ機構は、第3の1の事業については別記第1-1号様式を、第3の2の事業については別記第1-2号様式を知事に提出するものとする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、機構は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

第5 助成

1 補助金の交付申請手続

(1) 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、農政第1号様式（「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）」（昭和49年北海道告示第809号）による様式をいう。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類（オは第3の1の事業、カは第3の2の事業を実施する場合に限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、申請の際には、別記第2号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。

ア 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

イ 経費の配分調書（農政第18号様式）

ウ 事業予算書（農政第20号様式）

エ 資金収支計画書（農政第32号様式）

オ 農地中間管理機構事業計画書（農政第173号様式）

カ 遊休農地解消緊急対策事業計画書（農政第218号様式）

(2) 機構は、補助金等交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 補助率及び補助対象経費

知事は、第3に掲げる事業を行う機構に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助率は別表1のとおりとし、その交付の対象となる補助対象経費は、別表2に掲げる経費とする。

3 補助金の交付の決定の通知

知事は、1の補助金交付申請書を受領し、規則第4条の規定に基づき補助金を交付すべきものと認めるときは、次に掲げる条件を付して速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

(1) 機構は、第3の1の(1)、(2)及び2に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。

(2) 機構は、第3の1の(1)、(2)及び2に掲げる事業ごとに、補助対象経費又は補助金額の30%を超える増減及び事業の新設又は廃止があるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(7) (6)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じるものとする。

(8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、

この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

- (9) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第3の1の事業にあっては別記第3-1号様式、第3の2の事業にあっては別記第3-2号様式によりその金額（実績報告において(10)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに、知事に報告するとともに補助金に係る消費税仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。
- (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具等）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第5条に規定する期間は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (15) (14)の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (16) (15)に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (17) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (21) 補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、交付規則等の法令、実施要綱、交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (22) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (23) (22)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第4号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

4 補助金の変更

- (1) 機構は、規則第6条の補助金の交付の決定の通知を受けた後、第5の3の(2)に掲げる重要な変更を行う場合にあっては、農政第21号様式の事業等変更承認申請書に第5の1に掲げる関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業に適合すると認めるときは、速やかに補助事業の変更の承認を行うものとする。

5 補助金の概算払

- (1) 機構は、規則第9条第2項の規定に基づいて補助金の概算払を受けようとするときは、農政第26号様式の補助金等概算払申請書を知事に提出しなければならない。
- なお、申請の際には、農政第32号様式による最新の資金収支計画書を併せて提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該概算払を決定し、その旨を機構に通知するものとする。

6 補助金の実績報告

- (1) 機構は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に次に掲げる関係書類（ウは第3の1の事業、エは第3の2の事業を実施する場合に限る。）を添えて知事に提出するものとする。
- ア 補助金等精算書（農政第29号様式）
- イ 事業精算書（農政第31号様式）
- ウ 農地中間管理機構事業実績書（農政第173号様式）
- エ 遊休農地解消緊急対策事業実績書（農政第218号様式）
- また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

(2) 知事は、(1)の実績報告書を受理したときは、当該報告書等の審査及び必要に応じ現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

7 事業の指導等

知事は、事業の実施及び運営に関し、必要に応じ報告を求め、指導を行うことができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は農政部長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月17日から施行し、平成29年4月3日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月23日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月3日から適用する。